

管子輕重篇について

町田三郎

はじめに

管子の書は、その中に十篇の佚篇をもち、その篇章文字にもきわめて多くの錯雜の指摘されるものではあるが、今日全く限定された資料しか持ちえぬ秦漢思想史の研究にとつては、それはまことに貴重な資料集であるといわねばならない。しかし、それにもかかわらず、管子は從來殆んどこの期の研究者にとりあげられることはなかつた。ひと口にそれは雑家の書といわれ、小説集に過ぎぬと貶されてきた。たしかに管子の書は、こうした評價を甘受せねばならぬ一面をもっている。たとえば、劉節・郭沫若兩氏の宋鉞・尹文遺著^①という心術上下・白心・内業の道家的な四篇、また法法・法令・明法・任法という法家の諸篇、四時・五行・幼官などの時令説、さらには社會經濟論に終始する輕重諸篇、そして押韻の文あり、格言めいた句もみえ、經のことに對する解説の諸篇も混在する。これらはすべて管子を雜なるものと稱するにふさわしい條件を示しているものである。

しかし、だからといって、管子の書がまったく論ずるに足らぬ書であると斷ずることはできない。むしろこうした複雑多様な内容と形式とを備えていること自體に注目して、そこに從來とは全く違った視點

から意義を追求する新たな立場が要請されねばならないであろう。以下の小論は管子の末類におかれていた輕重諸篇を考察の對象とするものではあるが、ただ輕重篇だけを獨立させて扱うのではなく、管子の他の諸類諸篇とたがいにかかわり合う關係のもとで、つまりきわめて多様な性格をもった書物の中にあくまで一部分としてその考察をすすめていきたい。それにはまず管子全書と輕重篇との關係を明らかにすることからはじめねばならない。

一

管子八十六篇、現存七十六篇のテキストは、今日ではこれを八つの類に分っている。經言・外言・内言・短語・區言・雜・解・輕重である。いかなる時代に、またいかなる規準でこうした分類編輯が行なわれたかは異説の存するところであるが、木村英一教授はこれを解説しておおよそ次のようにいわれる。^②「思うに經言は……相當古くから何らかの形を有っていたであらうし、又管子の言といわれている最も有名な言葉は多く經言に見えているから、一般には最も重要視されたものに相違ない。然らば八群を輯めて管子の書を編むに當っても、外言・内言と共に經言が重要なものとみられたろう事は想像するに難くない……。ついで二群を索め得て、これ等の補遺と解する見地から短語

・區言と名づけて又其の次に置き、別に一群の解を得て之を附加し、恰も此解と二篇乃至四篇の適合する篇を有つ重要な卷頭の一群を經言と解したのであらう。そして最後に別に入手した輕重を置いたものに相違ない。」

恐らくこの見解は管子全書を類中心にみた場合、最も妥當なものといえよう。その成立のおおよそその次第も、木村教授の説かれる如きものであったらう。勿論、現存七十六篇という大きな篇章のうちには右の規定にはめきれない部分も現われてはくる。たとえば管子四篇などがそれである。この四篇は、古く宋の張嶠によってまとまりを指摘され、近くは劉・郭兩氏によって宋鉞・尹文の遺著とされるものである。すなわちこの四篇は、たしかに道家的な思想を強くうち出しているものとしてはっきりしたまとまりをもつものと思われるのであるが、しかしその中の心術上下・白心の三篇は短語の類に、内業の一編だけはとびはなれて區言の類にと、それぞれ類を異にして編みこまれているのである。こうした内容上からの結びつきを重視した場合、四篇にみられるようなまとまりの指摘は、他の篇章に於ても可能とならう。たとえば幼官篇と四時篇と輕重己篇というように。しかし今はそれが當面の課題ではないので後日を期したい。

さて、木村教授が「最後に別に入手した」といわれる輕重篇は、社會經濟の專論である。したがってそこにいわゆる思想を讀みとるべきものではない。その意味では他の諸篇が、何らかの度合で、たとえそれが如何なる程度のものであるにせよ、なお思想を語り傳えるのとは大いに異つたものである。この點輕重篇は他の七類とはっきりした分別をもつものといつてよい。だから輕重篇を他篇と切り離して單獨にとりあげること十分可能である。近ごろ論争の行なわれた馬非百・

容肇祖兩氏^⑧ともに輕重篇を獨立的に扱うものである。しかし果してそれでよいのであらうか。それでは輕重篇が管子の書に組み入れられねばならない必然性は全く存しなかつたのであらうか。それとも管子の他の諸篇にみられる思想が、本來輕重篇を産み出すべき方向に全く向つていなかったと考へるべきなのであらうか。

管子全書の中で最も思想的なものは、いわゆる管子四篇である。ここでは道が一切の現象の主宰であると説く。たとえば道によって「萬物もつて生じ、萬物もつて成り」、「内業」しかもそれは「天下に滿ち、普く民所に在り」、「内業」ながらも視聽を絶して存在する。また道は「一人これを用いて有餘を聞かず、天下これを用いて不足を聞かざる。」「白心」ものであるが、もしこの道をすててかえりみるところがなかつたならば、「その身賊せらるるを免れざる」、「白心」強い規制力をも發揮する。こうみる限りでは四篇は道を本旨とする道家思想そのものであるといつてよい。

しかし四篇は、必らずしも純粹な道家言であるとはいひ難い。次のような記述もそこには見出せるのである。

虚にして無形^⑨。これを道という。萬物を化育する、これを徳という。君臣父子人間のこと、これを義という。登降揖讓、貴賤^⑩の等あり、親疏^⑪の體ある、これを禮という。簡物小大は一道にして、殺慘祭誅ある、これを法という。

これは心術上篇の經の部分にあることばであるが、ここでは道・徳・義・禮・法の五者が列擧されてい、儒家的な義禮とともに法家的觀念までも容認されている。恐らくはこの一文は管子四篇の成立年代を説明する要點ともなるであらうが、要は、ここでの道が果して徳義禮法の根源になるべき形而上の性格を實質的に有しているものと思念さ

れていたであろうかということである。恐らくそうではあるまい。それはこうした五者の併記ということが本來道の規範性、實體性が人の意識の上で漠然たるものとなり、ただ通常の實踐規範たる仁義禮樂などよりはより本質的であるとの道家の觀念のみが漠然と搖曳しているときに、はじめて可能になるものだと考えられるからである。だからこそ、道の絶対性の喪失を目前にした四篇においては、道以外に生きる規準をあえて求めねばならなかった。それが白心篇を中心にした「中」「中正」の思想なのである。要するに管子中で最も思想的であるとみられる四篇においてすら、その思想は、ようやく形而上の世界への關心を稀薄化しつつ、これに變る形而下の日常的實踐規範の探究へと向うものであるということである。

さらに今一つの例をみてみよう。經言類乘馬篇の一文である。

地とは政の本なり。この故に地は以て政を正すべきなり。地均平和調ならざれば、則ち政正すべからざるなり。政正しからざれば、則ち事理むべからざるなり。春秋冬夏は陰陽の推移なり。時の短長は陰陽の利用なり。日夜の易わるは陰陽の化なり。然らば則ち陰陽は正し。正しからずといえども有餘も損ずべからず、不足も益すべからず。天はこれをよく損益するなきものなり。然らば則ち政を正すべきものは地なり。故に正さざるべからず。地正しからざれば、則ち官理まらず。官理まらざれば、則ち事理まらず。事理まらざれば、則ち貨多からず。貨多く事治まれば、則ち天に求むるところは寡なし。

地上の世界に徹底したい一面でやはりなお強く天に惹かされている點、乘馬篇のこの一文には依然たる形而上的世界の色濃く搖曳をみる。ところがその主要な内容をこの乘馬篇からうけついでいる區言類の水地篇をみると、そこでは「是の故に具する者は何ぞや。水是れな

り。萬物もって生ぜざるなし。唯だその托するものを知りて能くこれが正具たるものは、水是れなり。」「地とは萬物の本源、諸生の根苑なり。美惡賢不肖愚俊の生ずるところなり。水とは地の血氣、筋脈の通流するが如きものなり。」「是を以て聖人の世を治むるや、人ごとに告げざるなり、戸ごとに説かざるなり。その樞は水に在り。」「という。ここにはいわゆる形而上の色彩は全くない。すべては水と地とから生み出される。或いはそこに地方的な水信仰があるとも説けよう。しかしこれも、いわば日常生活に必須の事物についての反省が、こうした水と地とを指定せしめたものであったといえよう。それはまた同時に、四篇などで道や天という形而上の絶対者を豫想するのは違った視角からの現象の統一づけにはかならないのである。そしてこうした形而下の事物のうちに、それによって生きる根據を見出そうとする努力は、やがて後の雜篇で「夫れ民の主とするところは衣と食となり。食の生ずるところは水と土なり。」「といういまや形而上的世界への關心の影すらもない、この地上の事物の全き指定へといたるのである。

こうみてくると、管子の思想は、その思想的頂點を示す四篇からして、すでに形而上の世界の不信を表明し、それらはやがて乘馬篇、水地篇などに引きつがれ、結局は雜篇などにみる如き徹底した形而上的世界の拋棄、形而下の世界の肯定へといたる。そしてこの形而下的な世界への沈潜の極において、これらの思想を背景にもちつつ、社會經濟の專論としての輕重諸篇が、あらわれてくるのである。

二

輕重篇というのは、臣乘馬・乘馬數・問乘馬・事語・海王・國蕃・山國軌・山權數・山至數・地數・揆度・國准・及び輕重甲から庚篇にいたる十九篇の總稱であって、このうち問乘馬と輕重丙・輕重庚の三

篇は亡佚している。この中でも國蕃篇と時令をいう輕重己篇及び揆度篇の輕重之法曰の一條、輕重甲篇の道若秘曰の一條とを除いては他の諸篇はすべて管仲と桓公との對話の形式によってつづらられている。問答の内容は、すべて社會經濟、財政政策についての論議であり、いかにすれば強國富民がえられるかについての深刻な討論である。そこではじめにこれらの内容を傳える諸篇が、實はいかなる時代を背景としてのものであるかをまず明らかにしておく必要がある。

いうまでもなく、管子の書は、管仲の自著ではない。その最も古い部分でも戰國の中期を出るものではないであろう。いわゆる管子四篇にしても郭沫若氏の如き稷下の宋鉞・尹文一派の作ではない。それは道家思想の衰弱化の過程において生み出された思想なのである。つまり戰國の最末期にその成立はおしあててよいものだと考える。また韓非子には「商管の法を藏するもの家ごとこれ有れども云云」(五蠹)とみえるが、これが果して今日にみる管子の書と同一のものを指しているのかどうか問題もあるが、牧民篇の「倉廩實つれば則ち禮節を知り、衣食足らば則ち榮辱を知る。」が韓非子に管子の言として引用されているのはじめ、二三の管子の語がそこにはみえるのであるから、一應韓非子より以前に管子の書は何らかの形で傳えられていたと考えてよい。しかし韓非以前であったとしてもまたさほど古いものでもなかったであろう。それはもし、何らかの形で管子の書が傳わっていたとするならば、往時の經世家として、論語・孟子にしばしばことあげされる管子が、韓非子以前の先秦諸子にたえて引用されることのないのは何故であるか説明し難いからである。

恐らく管子の書のうちにあつては、先きに木村教授がいわれるように冒頭の經言類が最も古いものであろう。幼官篇の時令は、呂氏春秋

の時令に比べてより素朴な形態をも示している^⑧。したがって韓非子より以前に、經言類が、或いは今日の經言の母胎ともなった原經言ともいわれるべきものが、存在したことは事實であろう。そしてこの早くとも戰國中期の成立と思われる經言類から、明らかに展開された様相をもって輕重篇はあらわれてくるのである。その一例として牧民篇とそのことばを引用する輕重甲篇(事證篇小異)の立場を次に検討してみよう。

凡そ地を有し民を牧なう者は、務めは四時にあり、守りは倉廩にあり。國多財なれば則ち遠き者來り、地辟舉すれば則ち民留まり處る。倉廩實つれば則ち禮節を知り、衣食足らば則ち榮辱を知る。

牧民篇のこのことばは、管子中でも最も人口に膾炙したものであるが、これはこの後にさらに二つの短文を伴なっている。すなわち、

上の服おそいに度あれば則ち六親固く、四維張れば則ち君の令行なわる。故に省刑の要は、文巧を禁ずるにあり。

國を守るの度は、四維を飭め、民の經に順がい、鬼神を明らかにし、山川を祇しみ、宗廟を敬まい、祖書を恭まうにあり。

この有名な牧民篇の一文は、その主要な部分はそのままの形で輕重甲・事語の兩篇にあらわれる。すなわち「管子曰わく、今國を爲め、地を有し民を牧なう者は、務めは四時にあり、守りは倉廩にあり。國多財なれば則ち遠き者來り、地辟舉すれば則ち民留まり處る。倉廩實つれば則ち禮節を知り、衣食足らば則ち榮辱を知る」とみえるが、輕重甲篇ではそれが次のような現實認識をともなつてより尖锐な議論へと展開する。

今君躬ら墾田を犁やし、草土を耕發し、その穀を得たり。民人の食、人ごとに若干歩畝の數あり。然り而して衛閭に餓餒する者ある

は何ぞや。穀藏するところあればなり。今君錢を鑄、幣を立てて民通侈す。人ごとに百十の數あり。しかるに民の子を賣る者あるは何ぞや。財并するところあればなり。故に人君となりて積聚を散じ、高下を調のえ、并財を分つことあたわざれば、君本を彊くし耕を趣がし、草を發き幣を立てて止むなしと雖ども、民はなお足らざるに苦しまん。

この一文には、もはや牧民篇の山川、鬼神を敬まい祭ることが守國の度であるとする考えは全くない。すべてがその當時における目前の事實、衝面に餓餒し、子を賣つて辛うじて生計を立てる現實のきびしい事態の認識から出發する。そしてそれらが何故引き起こされるかを説き、またいかにすればこの弊害を避けるかをいうのである。だから有地牧民者の務めは、たんに四時、倉廩を守ることに終るのでなく、「積聚を散じ、高下を調のえ、并財を分つ」經濟的行政的行爲のよき運営にこそある。決して「鬼神を明らかに」、「山川を祇しむ」、心情の良さなどに求められるべきものではない。またいわゆる節用裕民、疆本弱末の理念をもつてもなおこと足りない。つまりいたずらに「本を彊くし、耕を趣がし、草を發き幣を立てて」も「積聚を散じ、高下を調のえ、并財を分つ」ことが十分に果されていなければ「民はなお足らざるに苦しまん」なのである。

輕重篇は、おおよそ現實をこのような形で捉えている。牧民篇のなお樂觀の心情的な治國論に比べて、たとえそれが經濟の一面のみ走るものであるとはいえ、やはり格段に鋭い現實批判のここに存するところは見易いことであろう。ではこうした輕重篇の主張の背景をなす時代を何時に求むべきなのであろうか。

漢書の食貨志は、漢初の疲弊のさまを述べて次のようにいう。

漢興りしも秦の敝を接ぎまた諸侯の竝び起れるために、民は作業を失ないて大いに餓饉し、凡そ米石ごとに五千、人も相食むにいたりて死者は半ばを過ぎたり。高祖は乃ち民をして子を賣るを得しめ、また蜀漢の地にゆきて食に就かしむ。のち天下すでに定まりしも、民には蓋藏なく、天子よりみな醇駟を具うること能わず、將相すら牛車に乗るものありき。

秦の暴政のあとをうけて、漢初がいかに荒廢していたかを忠實に傳えるものであろう。また同書の龜錯の上書にも、暴政に喘ぐ農民を描いて「是に於て田宅を賣り、子孫を鬻ぎて以て責を償うものあり。」という。そして一方ではこうした窮迫する農民を兼併する商人、「農夫の苦しみをなくして、仟伯の得あるもの」が日をおって横行する。

高祖は「子を賣るを得しめ」たという。龜錯は現實に「田宅を賣り、子孫を鬻ぐ、」もののあることをいう。戰亂の後に饑饉が全國を覆い、「人も相食む」絶望的な事態のもとで、ひとり商人の兼併が繰り展げられ、益々農民の窮迫は深まる。民衆の經濟力はまさにどん底にあるといつてよい。

これが漢初の現實の姿であった。思うに輕重篇で「子を賣る」といひ、兼併の排除をいひ、もはやたんなる善意では事態を拾收しきれぬものだと明白に宣言するにいたる苛烈な現實認識も、やはり現實の絶望的な貧困に激してのことであつたらう。

漢帝國の政治もやがて平穩な時代を迎える。史記呂后本紀の贊、漢書景帝紀の贊など、この間の事情をよく傳えている。そしてこの平穩さがあくまで表面的なもので、實は大諸侯が實力を養つて皇室との對立をようやく激化する原因を裏面に深く藏しているものであつたとしても、民衆の生活は、とにもかくにももうるおいかつ向上する。やがて

武帝の時代にいたると、漢帝國はもはやゆるぎない大國の實力を有するようになる。「漢興りて七十餘年の間、國家事なし、水旱の災に遇うに非ざれば、民則ち人ごとに給り家ごとに足る。都鄙、皆滿ちて府庫貨財を餘し、京師の錢巨萬を累ね、貫朽ちて校すべからず。太倉の粟、陳陳として、相因り、充溢して外に露積し、腐敗して食らうべからざるに至る。」(史記平準書) こうした經濟力の恢復した平和な世の中にあつては、人々の心の中に漢初の人も相食む荒廢はいまや全くない。上文につづいて「故に人人自愛して法を犯すを重んじ、義を行うを先にして恥辱を細ぞくるを後とす。」という。心情にも禮節を思ふ餘裕が生まれてくるのである。

こうみてくると、當面の問題である輕重篇の時代性もおおよそ明らかになるのではなからうか。當然、武帝のこの盛世よりは以前である。恐らく、龜錯らはその當時の全社會的な貧困とようやく露呈された帝國組織の矛盾とを救うべく必死に活躍した時代、その時代こそ輕重篇に描かれる慘酷な時代相にふさわしいといえるのではなからうか。

三

さて、管子の書の主内容は、牧民篇冒頭の「倉廩實つれば則ち禮節を知り、衣食足らば則ち榮辱を知る。」に示唆されるような、いわば社會經濟生活を人間生活の完全な基盤であると説くことである。そして衣食の完備から國家の治安を究局において目指そうとする考えは、やがて「地を有し、國に君となりて耕藝に務めざるものは、寄生の君なり。」(八觀)とされ、「政をおさめる能わざるものは、田疇荒れて國邑虚しく、朝廷凶にして官府亂れ、」(五輔)「倉廩空虚にして財用足ら

ず、(重令)かくて、「民貧しくして姦智生じ、(八觀)「攘奪、竊盜、殘賊、進取の人、(八觀)も起り、刑罰もこれを止めることのできない事態に立ちいたる。いわゆる寄生の君である。これに對して「庶人耕農樹藝すれば、則ち財用足り、(五輔)「倉廩實ちて困圉空しく、賢人進みて姦民退く、(五輔)治世がもたらされる。かくして國家存否の要は、衣食を足らし倉廩を實たす農耕樹藝に務めるか否かにかかる。區言類の治國篇では次のようにいつている。

夫れ富國多粟は農より生ず。故に先王これを貴とぶ。民農を事とすれば田墾く。田墾げば則ち粟多し。粟多ければ則ち國富む。國富むものは兵強く、兵強きものは戰に勝つ。戰に勝つものは地廣し。是を以て先王衆民強兵廣地富國の必らず粟より生ずるを知る。故に末作を禁じ奇巧を止めて農事に利す。

農業の振興が結局において強國富民を將來するものであると、このように確信されている以上、それを阻害する末作文巧はもとより否定されねばならない。そしてまたこの主張は、廣地衆民、富國強兵を絶對目標とする法家の社會政策論としてもきわめて一般的なものであった。たとえば法法篇では「凡そ大國の君尊く、小國の君卑し。大國の君の尊き所以のものは何ぞや。曰わく、これが用をなすもの衆ければなり。小國の君の卑しき所以のものは何ぞや。これが用をなすもの寡なければなり。然らば則ち人主安くんぞ能く民の衆く己れが用を爲すを欲せざらんや。」という。ここにいう「己の用をなす」ことに關しては、また商子の農戰篇に次のような文が見出される。

聖人は治國の要を知る。故に民をして心を農に歸せしむ。心を農に歸せば則ち民樸にして正すべきなり。紛紛たれば則ち使い易きなり。信に守戰せしむべきなり。壹は則ち詐わり少なくして居を重ん

じ、壹は則ち賞罰を以て進むべく、壹は則ち外用すべきなり。夫れ民の上に親しみ制に死するや、その且暮に農に従事するを以てなり。夫れ民の用うべからざるは、言談游子の君に事えて身を尊くすべく、商賈の家を富ますべく、技藝の以て口を餉するに足るを見ればなり。民、此の三者の便にして且つ利なるを見れば、則ち必らず農を避く。農を避くれば則ち民その居を輕んず。その居を輕んずれば則ち上の爲に守戦せず。

末作文巧を禁じ農業を奨勵し民衆を土着せしめておけば、君主の思ひ通りに守戦せしめることができ、いわゆる廣地衆民己れの用をなすもの衆き大國が誕生するといふのである。ところで牧民篇からこの商子の一文にいたるまで一貫して展開されてきた重農主義的政治思想は、實は輕重篇にいたると大きく一轉する。それはすでに前節でもみてきたように、牧民篇の例の一文は、全く同じ形で輕重甲篇に引用されたながら、しかもそれは「今君躬ら墾田を犁やし、草土を耕發し、その穀を得たり。民人の食、人ごとに若干歩畝の數あり。然り而して衢間に餓餒するものあるは何ぞや。穀藏するところあればなり。今君錢を鑄……しかるに民の子を賣るものあるは何ぞや。財藏するところあればなり。」といういっそうの深刻な現實批判をともないつつ、だから「人君となりて積聚を散じ、高下を調のえ、并財を分つこと能わざれば、君本を彊くし耕を趣かし、草を發き幣を立てて止むなしといえども、民はなお足らざるに苦しまん。」との主張にいたるのである。

當時の現實において、富者と貧者との差はあまりにも歴然としていた。「穀を藏するもの」「財を藏するもの」とは右の引用文にもみえ、「萬乘の國には萬金の買、千乘の國には千金の買」(輕重甲・國蓄)がある。だからこそ人君は「能く積聚を散じ、羨不足を均しくし、財利

を分并」して民衆の經濟力の安定、恢復を圖るのでなければ、いかに「本を彊くし耕を趣かして自ら鑄幣をなして已むなしといえども、乃ち今民をして相殺さしむるのみ。悪くんぞ能く以て治と爲さん。」(國蓄)といひるのである。そしてこの現實の經濟的不齊を救濟する方策として、輕重政策があらわれてくるのである。いうところの輕重とは、まさにここにいる「散積聚、均羨不足、分并財利」することをこそ目標とする政策なのである。當然いかなる君主でもこの面に對する配慮がなければならぬ。それは今や、傳統的な強本節用では大治は期し難いからである。輕重丙・戊の兩篇では次のようにいつている。「凡そ將に國を爲めんとするものは、輕重に通ぜざれば、籠みて以て民を守るべからず。」と。

一體、輕重諸篇においても、もとより管子の前七類にみられたのと同様な重農主義的政治思想は存在する。たとえば「吾れ商賈の利を殺正ぎて農夫の事を益さんと欲す。」(輕重乙)といい、「君本を養うこと謹しめばなり。」(國蓄)と農本主義を讀んでもいる。しかしそれだけでは現状の窮迫を救うことはできない。「子を賣り」「田宅を賣る」現實がそこにはある。高利の解消を稱貸の家にせまる説話(輕重丁)などをみるとき、ただ強本節用、勤儉力行主義を唱えてみても、それは現實に何らの實質的役割りも果しはしない。それはただ耳に快よい讚歌でしかない。

桓公曰わく、強本節用、以て存と爲すべきか。管子對えて曰わく、益々愈しとなすべきも、未だ存となすべからず。昔、紀氏の國、強本節用するものなり。その五穀豐滿にして理むる能わず、四流して天下に歸す。是くの若くなれば紀氏それ強本節用すれども理むる能わず、たまたま以てその民をして穀盡きて天下の虜となさしむ。是

を以てその國亡びて身處くところなし。故に曰わく、益々愈しと爲すべきも、以て存となすに足らずと。故に善く國を爲むるものは、天下下ければ我高くし、天下輕ければ我重くし、天下多ければ我寡くす。然る後に以て天下を朝むべし。

これは輕重乙篇の一文である。強本節用が全く否定されているわけではない。ただ強本節用をより高い次元から、すなわち輕重の方策をもって存分に管理運営してこそ天下を朝めることができるというのである。それはまた「善く國を爲むる者は、その國の財を守り、これを湯かすに高下を以てし、これに注ぐに徐疾を以て」（輕重丁）すべきだともいわれる。歴史を回顧しても、歴代の王者といわれるものはすべてこの輕重政策を執行してきた。「國を理むること虚戯より以來、未だ輕重を以てせずして能くその王を成すもの有らざるなり。」（輕重戊）

そしてこの輕重政策、流通政策の實際の理論根據となるものは「天下の朝夕得て定むべきか。管子對えて曰わく、終身定まらず。」（輕重乙）との認識である。すなわち萬物の價格はあくまで流動的相對的であつて、もしそれが一定したときには必ず「固」なる弊害の生ずべきものだといふすぐれて經濟的認識である。こうした經濟認識は、また當然にも農業生産本位の從來のあり方を批判して、「物の生ずる所は、その聚まる所にしかず。」（輕重甲）の流通經濟重視へと向うことにもなる。當然にも流通の根本となる金融政策もこれに附加されねばならない。こうした流通政策を重んずる觀點からは、またおのずから「萬民に求めずして號令に籍する。」（國善）政策までも容認されるにいたるのである。恐らくは有名な石壁の謀とか青茅の謀（輕重丁）などに代表される極端な議論も、このような觀點、また價值觀から生み出されたものとして理解されねばならないであらう。

四

たんなる道德論では國家の憂うべき現實は救われず、いっそう深刻に現實を直視して、これに十分對處しうる方策を樹てべきだという輕重篇の議論の中心となるものは、上述の如く輕重政策、物資の政治的な流通政策にあった。ではそれはいかにして、またいかなる立場からなされるのであらうか。

百乘の國、官は軌符を賦し、四時の朝夕に乘じ、これを御するに輕重の准を以てし、然る後に百乘（の國、強勢に）反すべきなり……。萬乘の國、歳の満虚を守り、民の緩急に乘じ、その號令を正してその大准を御す。然る後に萬乘資すべきなり。（國善）

大國に謀反の事があり、小國に疲弊の著るしいとき、いかにすればもとの強勢にかえしうるか、というのが右の問題である。そうした際には、物品の賣買はすべて政府の免許制にし、四時の朝夕、時の相場がありようをよく觀察したうえで商取引きを許す。そしてこの間の機微をいわゆる輕重の策をもって乗り超える。これが國家の頽勢危機をもとに盛りかえす唯一の方法だと答える。要するにあらゆる經濟行爲の國家管理、もしくは統制を徹底化することによって國家は繁榮するという考である。いうまでもなく、その立場は國家的見地に立つものの發言である。右の一文の立場がそうなのではなく、輕重篇全體を通じて、いわゆる私經濟を論ずるものはない。すべてが國家を軸にしたの考察である。

ところで輕重篇のきわめて深刻な現實認識をともなった種々の論争をみてきたうえで、次の一文に接するとまことに奇異の感をまぬがれない。それは天下は一王では十分に統一することができず、封建諸侯の存在を豫想してこそ天下の平和がもたらされると説くものである。

一體、天下は東西二萬八千里、南北二萬六千里の疆域からなっている。天子はその中央に居るとして、その四面はまた面ごとに萬有餘里もある。こうした大きさの中ではなかなか十分な意志の疏通は望み難い。そこで自然と怨民も生じる。その怨民を邊境の諸侯たちがうけ入れて中央への交流をはからず自立化していく。こういう事態はきわめて容易に豫想できる。ではどうしたらよいのだろうか、というのが桓公の間である。

桓公曰わく、事を行うこと奈何せん。管子對えて曰わく、請う、これがために壤列を天下の旁に立てん。天子は中立、地方千里。兼覇の壤は三百有餘里。蚘(小)諸侯は度百里。負海の子男は度七十里。此くの若くんば、則ち胸の臂を使い、臂の指を使うが如し。然らば則ち小も民より分つこと能わず、徐疾羨不足を推すもの下に在りといえども、君の憂をなさず。(輕重乙)

これと殆んど同様の主張が、事語篇にも「定壤の敷」として繰り返されているのであるから、この主張は輕重篇においては一般的なものだと考えられる。

しかしでは、何故こうした封建諸侯肯定の文章がここに現われてくるのであろうか。輕重篇で絶えず國家的の見地から立論するのと、また本來法家的な集權體制を目指す論證と矛盾し、少くともそこに大きな食い違いが存するではないか。それともこれは、内言類の大匡・中匡・小匡などの諸篇にその典型をみるような、管仲と桓公とがいかに王室を守りつつ諸侯を糾合するのに功があったかを伝えるのと同類の文章と見るべきものであろうか。恐らくそのように見ることは全くのまちがいであろう。それでは何故この封建制肯定の説話だけが過去の遺影であって、他の説話がきままって當時の現實を反映しているのか

という説明がつきかねるからである。他の説話では、たとえば韓非子や商子やあるいは荀子の富國篇などにしきりに説かれる節用裕民、強本節用の主張が、ここでは現實にみられる富者の兼併に注目してそれに對處するより高次の政策、つまり輕重政策によって乗り超えられており、しかもその主張の根底には、韓非子などという原則論、抽象論とは違った、きわめて實證的な實務家的な精神が横たわっている。そしてこの精神こそ、史記の貨殖列傳などにみられる實證的精神と軌を一にするものであって、決して前時代的な發想とは同視しえないのである。してみると、封建制肯定の主張が、たんに過去の歴史的事實についての追記に止まるものではなくて、やはりそこには、他の説話同様にその當時の現實を背景にした現實的主張があったと思われる。

ところで、いたずらに仁義道德の口號を高唱するに止まらないという點は、管子の經言類以來の傾向で、そこに實務家としてのすぐれた感覺もうかがわれるのであるが、この實務家的な傾向の最も顯著に示されるものは、内言類の間篇、短語類の地圖・水地・地員などの諸篇である。たとえば間篇では「凡そ朝廷に立つに本紀あり、人の終始を知る。此れ霸王の道なり。」のこぼをまくらにして、「問う、死事の孤、その未だ田宅あらざるものありや。問う。少壯にして未だ甲兵に勝えざるもの幾何人なりや。」と以下七十數項目にわたって、民衆の生活一般から官僚の勤務狀態、城郭・軍備の整備の狀況にまで問いをめぐらせている。そしてこのような些細なしかも具體的な質問を積み重ねることによって、國內を存分に熟知し、それに對應するあらゆる方策もたち、かくて霸王の道は成就されるといっているのである。地員篇もまた同様に土地の實態調査をいい、それにもとずいて稅制を勘案しようという。

輕重篇にいたつてももとよりこの實務家的な調査第一主義は變わることはない。たとえば山國軌篇では一種の國勢調査が行なわれる。「某郷の田、若干。人事の准(費)、若干。穀の重若干にして弊に中る。終歲人食を度りて、その餘は若干……」またやや類型的ではあるが、數字を繰り返し記述しつゝ議論を展開しようとする(國蓄・輕重丁)態度などもこの一面をあらわすものであろう。そこで次の説話をこうした背景を考慮に入れたうえでみていきたい。

桓公曰わく、然らば則ち吾何を以て國を爲めん。管子對えて曰わく、惟だ山海を官にするを可と爲すのみ。桓公曰わく、何をか山海を官にすと謂う。管子對えて曰わく、海王の國は、謹しみて鹽策を正さん。桓公曰わく、何をか鹽策を正すと謂うか。管子對えて曰わく、十口の家は十人鹽を食らう。百口の家は百人鹽を食らう。終月に大男鹽を食らうこと五升少半、大女鹽を食らうこと二升少半、此れその大曆なり。鹽は百升にして釜なり。鹽の重さをして升ごとに分疆を加えしむれば、釜に五十なり。升ごとに一疆を加えれば、釜に二百なり。鍾なれば二千、十鍾なれば二萬、百鍾なれば二十萬、千鍾なれば二百萬なり。萬乘の國は大數口を開くもの千萬なり。これを愚(おろ)せ策るに、商は日に二百萬なり。十日にして二十萬。一月に六千萬なり。萬乘の國は正(征)人百萬なり。月に人ごとに三十錢の籍ならば、錢を爲むること三千萬なり。今吾れこれを諸君吾子に籍するに非ずして、二國の籍なるもの六千萬を有す。君をして令を施こさしめて曰わく、吾まさに諸君吾子に籍せんとすと。則るときは必らず覺號せん。今それこれを鹽策に給すれば、則ち百倍上に歸して、人以て此れを避くる者なきは、數なり。

これは國蓄篇の一文であるが、要は國家財政の收入を民衆の生活必

需品である鹽に課税することによって求めようとするものである。そしてもしそうすれば、台雉にも樹木にもまた人にも課税する必要はなく、當然人に恨みを買う苛斂を行うこともない、というのである。この文に續いて鐵の專賣制について、全く同様な形式での記述がみられる。いわゆる鹽鐵專賣論である。そしてその專賣は、あくまで國家の財政收入の觀點から主張せられているのであって、鹽鐵論の議論のよりに、「獨り利入の爲にするに非ざるなり。まさに以て本を建て末を抑え、朋黨を離ち淫侈を禁じ、并兼の路を絶たんとするなり。」(復古篇)「天下の鹽鐵の諸利を籠みて、以て富商大賈を排す。」(輕重篇)として、商人の兼併をそれによって抑えようとするものではない。鹽鐵論に同じ議論は史記平準書にもあって、ここでは鹽鐵を國家管理に移せば、「富商大賈、大利を牟むところなし。」という。史記でも鹽鐵論でもいづれも鹽鐵の專賣の効果を、財政とそれ以外の多面においてみようとするのであるが、輕重篇において、鹽鐵專賣制は、財政收入以外の面から論議されることは絶えてない。それが何故であるか、にわかには斷じ難いが、それは經濟論としての輕重篇と歴史を記述する史記との相違でもあったろうし、より直載には、財政的自由が國家の自由の保證であると考える輕重篇にとっては、あくまでその一面が他にぬきんでて考慮されたからであらう。

然らば則ち國に山海なければ王ならざるか。管子曰わく、人の山海に因りてこれが名を假る。海あるの國は鹽を吾が國に饒ること釜に十五、吾れ受けて官し、これを出すに百を以てす。吾れ未だその本事にあらずからずして、人の事を受けて重を以て相推す。此れ人用の數なり。

國蓄篇の先の引用文に續く一文である。ここにも輕重篇の流通論が

かいまみえているのであるが、つまるところ、鹽鐵の專賣制はいかなる國においても行ないうる普遍的經濟的行爲であつて、しかもそれによつて國家を隆盛に導びくことができるというのである。恐らくこの鹽鐵の國家統制論は、負海の國、齊を中心に繰り展げられた議論なのであろうが、もし山海を有せざる地方諸國においても、これを輸入し十分に管理運用するならば、同様な成果を期待することができよう。こゝして地方諸國が強固な經濟的基盤をえて安定したとき、おのずから王者の地位も安定する。その際の強力な經濟的背景をもつ地方國家を覇者と呼ぶのである。この節のはじめに掲げた一文にいう兼覇の君がこれである。

王霸が嚴密に區別されずにまじえ説かれるのは、外言類を境として内言・區言にすでにみられるものであるが、輕重諸篇においても多くは「王霸の君」(國書)などと併稱されて、殆んど實質上の相違をもたない。むしろ覇者のもつ實力に依存して王者の地位が確立されるとみられる。つまり本來天下は一王では統一しえぬものであり、だからこそ封建諸侯を定壤の數を明らかにして立てなければならぬのである。はじめから王一人の世界が望まれているのではないのである。

そしてこの主張は、恐らく輕重篇の全體を通じてそこに展開される議論が、齊という地方國家の確立を目指しているものであつて、本來中央政府の中央集權論者のそれではないこととも大いに關連するものである。とするならば、ここに語られる封建制肯定の論理も、上述の社會經濟への深刻な認識、萬事に統計調査を重用しようとする實務家的な精神と同じように、きわめて新しい時代精神を示すものであつて、決して過去の管仲の功業を顯彰するに止まるものと見るべきではないであらう。

ここにおいて想起されるのは、賈誼の上書である。彼は國家の現状のはなはだ憂うべき危險な状態を指摘して、封國問題をとりあげる。すなわち「一脛の大ききは幾んど要(腰)の如く、一指の大ききは幾んど股の如き」中央をしのぐ封建諸國の實力をのべたうえで、「天下の治安を欲せば衆く諸侯を建ててその力を少くするに若くはなし。力少なければ使うに義を以てしやすく、國小なれば邪心なし。海内の勢をして身の臂を使い、臂の指を使うが如くならしめば、制に従わざるなし。」として大諸侯の分國による弱小化を進言する。この中央集權化を目指しての賈誼の要請は後に武帝の時代になつて、いわゆる「推恩の令」として施行せられる。そしてこの諸侯國の勢力を削除して中央集權の實をあげようとする賈誼らの思想と、輕重篇にみられる地方諸國を強國にすることこそ帝國を救う途だとして地方分權、封建體制維持を主張するいわば諸侯派の思想とが對立するとき、ともに兩者の言いは「胸の臂を使い、臂の指を使うが如し。」(輕重乙)「身の臂を使い、臂の指を使うが如し。」(賈誼傳)と同じことばでいい合うことになるのである。

こうみてくると、輕重篇の主張は、ただたんに封建制度を肯定するという消極的な段階に止まるものではなく、大いに積極的に封建制こそ唯一の正當なる制度であるとする地方諸侯、具體的には齊のイデオロギーを代表するものであるといえる。またいうまでもなくこうした中央に對立するイデオロギーを生ぜしめたものも、漢帝國がその誕生と同時に背負いこんだ矛盾のようやく激化する時代、つまり呂后時代から文景期にかけての時代相であると措定して誤らないであらう。

むすび

現存する七十六篇の管子の書のあくまで一部を形成するものとして輕重篇に考察を加えたのが以上の小論である。要は輕重諸篇が、他の諸篇と全く無關係に存在しているものではなく、それらを背景にしてその延長上にあり、またそこに語られる説話の意味するものがたんなる過去の表彰に終るのではなく、つねに當時における現實相と緊密に結びついていることを明らかにしてきたのである。そして特にこれら輕重諸篇において注目されることは、人間の生活を規定するものはあくまで社會經濟生活にあり、したがってたんなる仁義道德、勤儉力行では現實の何らの解決にもならず、それはあくまで社會經濟的に解決されねばならぬとして、經濟と道德、政治とのきびしい分別に到達しえていることである。そしてそこにいたる過程として、より合理的より實際的な現實直視の實務家的精神が要請され、生み出されていることである。

こうした實務家的な精神を何らかの意味において繼承するものが、司馬遷であり、桑弘羊であったかと思う。この三者の關係についてはいづれ小論を發表したいと考えるが、ここでは一つの點について述べておきたい。一體管子の書では、たしかに現實を直視して、道德では生きていかれない人間の姿を正直に摘伏し、現實に即應する政策をとれとくり返す。その限りに於て、これは正當な理論である。にもかかわらず、司馬遷や桑弘羊に引きつがれたとみられるものは、實務家的實際的精神だけであった。それは何故なのであろう。理由はいろいろと考えられようが、司馬遷にあっては人間の可能性への無限の信頼、桑弘羊にとっては大一統の理念が、それぞれの行動を規定している

管子輕重篇について

ずれも人間を前向きの姿勢で把えようとしているが、管子にはそれに當るものがないことである。いわゆる四篇で道について語っていても、その道は宇宙人生の本源というような道ではない。また輕重諸篇でしきりに現實を直視せよというが、それが根底においてある理念によって支えられているというようなこともない。強いていうならば地方國家の確立、封建國家の護持ということであろうが、それはもはや歴史の方向ではない。かくして理念性の薄弱な現實論は、それはそれなりに貧困を直視する生きた現實批判にはなりえても、本来それ自體生産的なものへと飛躍することはできない。それがこの書物に繼承者の乏しい理由の一つであろう。管子の書はそうした限界性を備えているのである。

- ① 劉節氏「管子中所見之宋鉞一派學說」(古史考存所收)
- ② 郭沫若氏「宋鉞尹文遺著考」(青銅時代所收)
- ③ 木村英一教授「管子の成立に關する二三の考察」支那學十卷特別號。
- ④ 宋の張嶠は「管子は天下の奇文である。心術上下・白心・内業の諸篇はその功業のもとづくところ。」という。明の趙用賢本管子の冒頭にある管子文評の一文による。
- ⑤ 馬非百氏「關於『管子』の輕重篇的著作年代問題」歴史研究、一九五六、一二月 容肇祖氏「駁馬非百關於『管子輕重篇的著作年代問題』」歴史研究、一九五八、一月
- ⑥ 原文「虛無無形」に作る。王念孫に従って改め讀んだ。管子集校下六三六頁
- ⑦ 原文「簡物小未一道」に作る。郭沫若氏に従って改め讀んだ。管子集校下六三六頁
- ⑧ この部分精しくは拙稿「管子四篇について」文化二十五卷一號を参照ねがいたい。
- ⑨ 原文「地小平均和調」に作る。戴望の説に従って改め讀んだ。管子集校六

六頁

⑧ 原文「天地莫之能損益也」に作る。張文虎の説に従って改め讀んだ。管子集校六六頁

⑩ 原文「正不正則官不理」に作る。豬飼彦博の説に従って改め讀んだ。管子集校六六頁

⑪ 原文「所求於天下者」に作る。陶鴻慶の説に従って改め讀んだ。管子集校六七頁

⑫ 揚向奎氏「中國古代社會與古代思想研究」四四五頁

⑬ 拙稿「管子四篇について」を参照ねがいたい。

⑭ 拙稿「時令説について」文化紀要第9集を参照ねがいたい。

⑮ 太史公曰、孝惠皇帝、高后之時、黎民得離戰之苦、君臣俱欲休息乎無爲、故惠帝垂拱、高后女主稱制、政不出房戶、天下晏然、刑罰罕用、罪人

是希、民務稼穡、衣食滋殖、史記卷九

⑯ 漢興、掃除煩苛、與民休息、至乎孝文、加之以恭儉、孝景遵業、五六十

載之間、至於移風易俗、黎民醇厚、周云成康、漢言文景、美矣。漢書五

⑰ 「今君錢を鑄、弊を立て民通修す……。君本を疆くし耕を趣かし、草を發き幣を立てて……」(輕重甲)「(君)自ら鑄幣をなして已むなしといえども……」(國蓄)などそれに當るうが、國家が金融機關を完全に掌握し

て、その上で物價調整を行うというはつきりした論證は、ここでは行なわれていない。せいぜい農民への貸し付けが見られる程度である。

⑱ この部分、より精しくは次のようにある。

今人君籍求於民、令曰、十日而具、則財物之買什去一、令曰、八日而具、則財物之買什去二、令曰、五日而具、則財物之買什去半、朝令而夕具、則財物之買什去九、先王知其然、故不求於萬民、而籍於號令也。

⑲ 問篇については近ごろ、李亞農氏「從管子的幾篇文章來看戰國時代的社會」に精しい考察が示されている。(欣然齋文史論集一〇七四頁)

⑳ 漢書賈誼傳十八、なお原文では「制從」に作るが、王念孫の説に従って

改め讀んだ。

(本稿は昭和三十七年度文部省科學研究費による研究成果の一部である。)

一九六三年三月